

開 会 午前9時59分

●たけのうち有美委員長 ただいまから、文教委員会を開会いたします。

報告事項は、特にございせん。

それでは、議事に入ります。

第5次さっぽろ子ども未来プラン（案）についてを議題とし、資料に基づき、理事者から説明を受けます。

●浅山子ども育成部長 私から、第5次さっぽろ子ども未来プラン（案）につきまして、お手元の資料に基づいてご説明いたします。

事前にデータでお渡しした資料のうち、本日は、資料1、計画案概要に沿って説明してまいります。

まず、資料1の1ページ、第1章 計画の策定をご覧ください。

1番目として、計画策定の背景及び趣旨ですが、次期プランは、こども基本法に基づくこども大綱の内容を勘案し、これまでの計画に札幌市子どもの貧困の解消に向けた対策計画と札幌市ひとり親家庭等自立促進計画も統合の上、こども基本法に基づく市町村こども計画として位置づけます。これにより、今まで以上に一体的に子ども施策を推進してまいります。

また、資料下段4. 計画の対象は、おおむね18歳までを対象とした全ての子ども、15歳から34歳程度までを対象とした若者、そして、子育て当事者として、計画期間は令和7年度から令和11年度の5か年といたします。

続いて、2ページをご覧ください。

第2章 札幌市の現状です。

前計画の実施状況ですが、グラフをご覧ください。

一番上の赤線は、計画全体の成果指標であり、目標値は80%ですが、青線の①自分のことが好きだと思う子どもの割合は60%台を推移、一番下のオレンジの線の②子どもを産み育てやすい環境だ

と思う人の割合は、全年齢では40%弱、グラフ中ほどのグレーの子育て世帯に限って言いますと、50%前後と横ばいの結果となりました。

これは、令和元年末からのコロナ禍により、社会全体で様々な活動が制限され、子どもの体験や参加の機会が大幅に減ったことが原因の一つにあると考えております。

そのため、コロナ禍後の次期プランでは、改めて子ども、若者が活躍できる機会づくりと子育て支援の強化に加え、ヤングケアラーなど、新たに顕在化した課題の解決に向けた取組が必要と考えております。

続いて、3ページ目をご覧ください。

札幌市の子ども・若者の現状及び子育て当事者の現状です。

計画の策定に先立ちまして、令和5年度及び6年度に子ども向け、若者向け、子育て世帯向けの調査を行ったほか、統計データも用いて分析しております。

概要版では、調査結果や統計から、特筆する内容について記載しております。

子ども、若者の現状におきましては、意見表明の機会に関し、子どもの3割近くが地域や市政について意見を言う機会はないと答えており、また、若者の8割弱が伝えたい意見がある一方、7割以上が意見を伝える機会はないと感じており、子ども、若者の意見表明や市政への反映に課題があると考えております。

また、3ページの右、子育て当事者の現状におきましては、将来人口の減少が見込まれ、合計特殊出生率が低下する中、ほぼ全ての年齢区分で働く女性が増えておりまして、父母ともに子育てを担っているという回答割合が増加しています。

一方で、子どもと過ごす時間は母親のほうが圧倒的に長いなど、父母による共育ての推進には課題が見られています。

続いて、次のページです。

前計画及び調査結果等を踏まえた取組の方向性

です。

方向性 1 から三つの方向性を記載しております。

次のページです。

計画の推進体系をご覧ください。

まず、基本理念についてですが、現プランの基本理念を引き継ぐことといたしますが、左上に記載のとおり、現プランの理念に若者という文言を追加し、子ども・若者の権利を尊重し、子どもと若者の輝きが全ての市民を笑顔で結ぶまちとしております。

現プランの対象にも若者を含んでおりますが、対象であることをより分かりやすく明示するため、文言を追加するものです。

次に、基本的な方針についてです。

現プランで、基本的な視点として四つの視点を掲げていたものを、次期プランでは、こども大綱を踏まえ、四つの方針として整理しております。

基本的な方針のポイントとしましては、方針 1 に、現プランの子どもの視点に加え、新たに若者と子育て当事者の視点を加えたこと、それから、方針 2 に、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が自分らしく幸せに生活できる環境づくりを新たに明記したこと、それから、方針 3 に、切れ目なく支えるということを盛り込んだことが挙げられます。

次に、基本目標と基本施策についてです。

こちら、こども大綱を踏まえ、5 ページ右に記載の体系に整理しております。

これらは、現プランにおいても要素としてありましたが、新たな要素としましては、基本目標 1 の基本施策 3 にヤングケアラーを明記しております。

続いて、6 ページから 7 ページです。

成果指標についてでございます。

まず、6 ページの計画全体の成果指標について、こども大綱の指標の一つ、こどもまんなか社会の実現に向かっていくと思う人の割合の趣旨を

より分かりやすく表現した、子どもが大切にされている社会だと思う人の割合を次期プランの成果指標として設定し、令和11年度の目標値を、国に倣い、70%としております。

その下にありますが、基本目標の基本施策ごとの成果指標です。

現プランでは、基本目標ごとに 2 から 3 の指標を設定しておりましたが、次期プランでは、これまで以上にきめ細かくプランの進行管理を行うため、基本目標にひもづく基本施策ごとに成果指標を設定しています。

新たに設定した指標については、赤で新と記載しておりますけれども、このうち、基本施策 2 と 3 では、子どもと若者の数値をそれぞれ確認してまいります。

続いて、8 ページです。

第 4 章 具体的な施策の展開です。

8 ページから 10 ページにかけて、各基本施策の推進に資する事業について、主なものを掲げております。

新たな事業としまして、8 ページの基本施策 1 に赤字で記載しております、さっぽろ子ども未来基金事業を開始する予定です。

子どもの健やかな成長を社会全体で支える仕組みの一つとして、令和 7 年度に基金を立ち上げる予定でございます。

続きまして、11 ページの第 5 章 子どもの貧困の解消に向けた対策計画をご覧ください。

この計画は、基本的に昨年 3 月に策定した第 2 次計画を生かすこととしておりますが、主な変更点が三つありますので、ご説明いたします。

まず、計画名称についてですが、子どもの貧困対策計画という名称を、子どもの貧困の解消に向けた対策計画としました。これは、根拠となる法律において、子どもの貧困対策が子どもの貧困の解消に向けた対策と改正されたことに伴うものです。

2 点目ですが、同じページの右上の基本目標で

す。

先ほど触れた法改正において、法の目的に、子どもが貧困によって権利利益を害され、社会から孤立することのないようにすることが追加されました。

これを踏まえ、本市の基本目標も記載の内容に改めております。

3点目の変更点は、次の12ページの具体的な施策の展開です。

右下の基本施策4の③困難を抱える若者への支援の指標を、若者支援総合センターの総合相談のうち、自立に向けた支援につながった割合に変更しております。

元は就職など進路が決定した割合でしたが、まずは相談に来た方を支援につなげることが大事と考え、変更するものでございます。

続きまして、13ページの第6章 ひとり親家庭等自立促進計画をご覧ください。

この計画は、平成17年度に第1次となる計画を策定して以降、個別計画として進行管理を行ってきました。

このたび、第5次ひとり親家庭等自立促進計画として策定し、プランに統合するものです。

基本的には、現行の第4次計画の内容を継承しまして、引き続き、ひとり親家庭等への支援を行います。

拡充する内容について、1点ご説明いたします。

14ページの中段の基本目標3、養育費の確保及び適切な親子交流の推進についてです。

現在、養育費を得られず、生活に不安のあるひとり親が多いことから、養育費に関する取決めに支援していますが、不払い発生時における強制執行手続も一部補助することで、養育費の確保につなげます。

また、昨年5月に離婚後の共同親権の導入などを盛り込んだ民法改正法が成立しております。

こうした状況を踏まえ、引き続き、子どもの養

育費確保に向けて取り組んでまいります。

続いて、15ページです。

第7章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画をご覧ください。

資料中段の教育・保育の提供については、保育所や幼稚園、認定こども園等に関するものですが、国の手引により、令和5年度の利用意向調査に基づき、保育ニーズの推計を行っております。

本計画期間内において、市内の供給量はおおむね充足しておりますが、今後も幼稚園等から認定こども園への移行や老朽化施設の更新などにより、必要な受皿の確保を行ってまいります。

また、資料下段の地域子ども・子育て支援事業につきましては、国が指定する事業のうち、本市実施事業について記載しております。

なお、今後のプラン策定までの流れでございますが、本日の委員会でご審議をいただいた後、今月の1月30日から2月28日までの間の30日間、パブリックコメントを実施する予定でございます。

パブリックコメントにおいては、一般向けの分かりやすい概要資料を作成し、広く周知に努めるほか、小・中学生向けの子ども向け概要資料も作成しまして、同一の期間、キッズコメントとして子どもたちの意見も広く募ってまいる予定でございます。

その上で、年度内にプランの策定を目指してまいりますと考えております。

●**たけのうち有美委員長** それでは、質疑を行います。

●**中川賢一委員** ただいまご報告いただきました第5次さっぽろ子ども未来プランの案でございますけれども、こちらは、こども基本法に定める自治体こども計画に位置づけられ、令和7年度からの5年間の本市の子ども施策の方向性を定める非常に重要な計画でございます。

我が会派では、昨年の第3回定例会で、和田議員からの代表質問におきまして、次期さっぽろ子ども未来プランにおける課題と方向性について質

疑を行いまして、今後の方向性を定める上で、現状の課題認識を踏まえることがまず重要であるというふうに指摘したところでございます。

本委員会におきましても、その点を中心に少し精査をしていきたいと思ひます。

まず、1点目ですけれども、計画の成果指標についてであります。

今回の計画案では、三つの基本目標、一つ目として子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実、二つ目として、ライフステージの各段階における環境の充実、三つ目として、子育て当事者への支援の充実というふうに三つの基本目標を設定しまして、各般の施策ごとにそれぞれ成果指標として現状値と目標値を設定してございます。

これらの指標それぞれを見ていきますと、正直、観念的過ぎて、客観的な指標としていかななものかなというものも少なくないというふうに感じますけれども、現状把握と目標値の設定もこれで適切なかどうかというふうなものも幾つかございますが、ここでは細かい詮索は控えておきたいと思ひます。

ただ、この三つの基本目標の上位目標に当たります計画全体の成果指標について、極めて重大かつ根本的な問題があるというふうに感じましたので、まず、この点について質疑をしたいと思ひます。

基本目標として、子どもが大切にされている社会だと思ふ人の割合という項目を設定してございますが、これもまた観念的過ぎて、何を客観的に評価しようとしているのかよく分からないというのが正直な印象でございます。

アンケートを取れば、何らかの数字というものが聞かれた人は答えて出てくるのかもしれませんが、正直、聞かれた方もぴんとこない抽象的な質問なのではないかなというふうに思ひます。

目標の内容そのものもそうなのですが、それ以

上に問題なのが、この観念的な成果指標について、一旦の現状値すら今のところ把握していないということでございまして、それなのに、なぜか目標値は70%というふうに設定されてございます。

ご説明では、国の大綱で定めることもまんなか社会の実現に向かっていると思ふ人の割合というものの目標値70%を参考にしたということでありますけれども、これは、どちらも言葉で表現しているだけのものですから、類似してるかどうかというのは受け取り次第で、適切なのかなというふうには疑問を感じるところでございます。

このように、現状値も把握できていないという状況であれば、そもそもこの基本目標が課題のある状態なのかどうかということすら把握できていないということでございまして、そんな状態で5年間の本市の子ども施策の憲法とも言える計画の最上位指標を設定するというのはいかななものかなというふうに感じるところでございます。

そこでまず、基本的な姿勢を確認させていただきますけれども、計画全体の目標を設定するにおいて、現状値すら把握できていないということでは、計画の根本そのものが揺らいでしまうというふうに思ひますけれども、どのようなお考えなのか、お伺いしたいと思ひます。

●浅山子ども育成部長 計画全体の成果指標についてお答えいたします。

第5次さっぽろ子ども未来プランは、こども基本法及びこども大綱を踏まえた計画体系としておりまして、基本理念には、全ての子ども、若者が大切にされて幸せな状態で生活できる社会の実現への思いを込めております。

こども大綱では、国を挙げてこどもまんなか社会の実現を目指し、そこに向かっていると思ふ人の割合を指標として設定しているところです。

本市においても、プランの基本理念の達成を図るため、計画全体の成果指標としてより分かりやすく表現した、子どもが大切にされている社会だ

と思う人の割合を設定しまして、国と同じく、目標値を70%としたものです。

現状値について、国においては15.7%と把握しているところですが、本市においては、今年2月に実施する調査で把握する予定でございまして、その結果によってはさらに高い目標値とすることも検討したいと考えております。

●中川賢一委員 分かりやすくということでありましたけれども、分かりやすく理念を書くということと成果指標に客観性があるかということは、また全然別話でありますので、その点は指摘しておきたいというふうに思います。

いずれにしても、これから調査で現状を把握するというところでございますので、それで適切に目標値を設定していただきたいと思います。

あわせまして、ここが変わりましたら、その他の細かいいろいろな成果指標そのものもいろいろ変わってくると思いますので、仮にこれが上がれば、その他の具体的な成果指標等も上方修正しなければならないものが出てくるかもしれないし、下がってくれば、なかなか厳しいのかなということで、もう少し現実的なものにしていかなければならないものもあるかもしれないので、それぞれの細かい指標も基本目標に合わせて適切に見直すということも必要かなというふうに申し上げておきたいと思います。

それでは、2点目でございますけれども、ただいま申し上げました基本施策の成果指標について、その内容を伺ってまいりたいと思います。

例えば、基本目標1の基本施策1ですけれども、子どもの権利を大切にする社会に向けた取組がございまして、子どもの権利が大切にされていると思う人の割合という成果指標項目を設定してございます。これらを子どもと大人に分けて、それぞれの数値を毎年把握していくということでございます。

この指標につきましても、これが指標としてどうなのかと疑問を感じる部分もございましてけれど

も、それは置いておいたとしても、現状値では、子どもが63.8%、大人が37.6%ということで、子どもに比べて大人の数値が格段に低くなっているというような状況でございます。

それに対しまして、大人、子どもでそれぞれ目標値を設定してございますけれども、それでは、子どもは何をもって、大多数が子どもの権利が大切にされているというふうに感じていて、大人は何をもって、子どもの権利が大切にされていないというふうに感じておられるのか、なぜ現状はそうなっているのかというような理由ですとか背景的なものを把握しておられるのかどうか、それらを把握、分析していなければ、これを改善していくという上での対策を適切に講ずることは難しいのではないかなというふうに思います。

たまたまこれが一番最初に記されている指標なので取り上げさせていただきましたけれども、その他たくさん指標がございまして、これもまた同じことでございまして、現状値に何らかの課題があるとするのであれば、そうなっている理由、背景などを把握しないことには具体的な解決策は講ずることができないのではないかなというふうに思います。

そこで、次の質問ですけれども、基本施策に伴う成果項目としてのアンケート調査をした結果の理由や背景について、どのように把握して改善していくお考えなのか、伺いたいと思います。

●浅山子ども育成部長 基本施策の成果指標についてお答えいたします。

ただいま例示のございました子どもの権利が大切にされていると思う割合につきまして、平成30年度は子どもが63.8%、大人が49.2%であったところ、令和5年度では、子どもの数値は横ばい、大人においては大幅に下がってしまったものでございます。

大人の結果については、子どもの権利が大切にされていないと思う人が増えたのではなくて、大

切にされているかどうか分からないとの回答が14.9ポイント増、46.9%を占めたことによるものです。

その理由としましては、同居の子どもがいない、地域の子どもと関わりがない大人は、子どもがいる、関わりがある大人に比べまして、分からないと回答する割合が20ポイント程度高くなっていることから、子どもの権利に触れる機会の減少が結果に影響したと分析しております。

プランの進捗状況をはかっていく上で設定した各成果指標につきましては、今後も、社会情勢の変化などを踏まえつつ、子ども、若者、子育て当事者の実態を把握してまいります。より詳細に把握できるよう、随時調査項目を見直すことにより、それぞれの課題を捉え、改善に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

●中川賢一委員 分からないという人が多かったということ自体、この質問そのものが抽象的なものでしょうし、分からない人がいることが問題なのかどうかも分かりませんし、当事者の意見というものが程度重要とされるので、今、伺っていて、どうなのかなというふうに、正直、思う部分がありました。

今は、一旦、この背景についてのお考えを伺いましたけれども、それぞれの項目、やはりその背景というのがございまして、今みたいところは改善しなければならないのではないかという疑問もありますけれども、そういうようなところを一つ一つきっちり追いかけていかないと、そして、できるだけ客観的で、具体的で、そして、効果が出るところにフォーカスをして現状分析していかなければならないと思いますので、ただ現状が分かればいいというだけのものでもありませんので、これからも、実際の運用に向けて、理由、背景というものをしっかりと実のある形で捉えていってほしいなというふうに思います。

続きまして、第7章の子ども・子育て支援事業における需給計画についてお伺いをしたいと思い

ます。

本計画では、保育ニーズに対応する市内の供給量というのは、計画期間内においておおむね充足しているというふうにされております。

ただ、本当にそうなのでしょうか。

単純に保育希望数等と供給量と数値だけを比較すれば充足しているということになるのかもしれませんが、現実的には、例えば、兄弟で同じ園に入れないですとか、近所や通勤の途中の便利な場所にある園に入れないですとか、こういったことから、希望した保育園に入園することができないという方は少なからずおられますし、そのために大変な不便に耐えながら利用している方ですとか、場合によっては入園そのものを断念しているという方も少なくないというふうに聞いてございます。

これでは、充足しているのは希望量であって、保育ニーズが充足されているというものとは若干異なるのではないかなというふうに思います。

これでは、需給計画として、現状認識ですとか前提が甘いのではないかなというふうに言わざるを得ないというふうに思います。

もちろん、本来であれば、保護者のニーズを踏まえた入園がかなうということが理想でございすけれども、現実的には、保育を取り巻く環境というものは大変厳しくて、ニーズを完全に充足していくことは極めて難しいということも十分に承知はしてございます。

しかしながら、さりとて、数字だけを見た都合のいい現状認識ではなくて、こういう細かい現実というものも正面から受け止めた認識を持った上で計画を進めていかななくてはならないというふうに思うところでございます。

そこで、次の質問ですけれども、子ども・子育て支援事業計画における需給計画について、市内の供給量はおおむね充足しているというふうにされていますが、現実的には、希望する保育園に入園できない家庭が少なくなく、単なる量以外の側

面からもニーズを把握していくことが重要と考えますけれども、お考えを伺いたいと思います。

●渡邊支援制度担当部長 保育施設の利用におけるニーズ把握の重要性についてお答えをさせていただきます。

子ども・子育て支援事業計画等の策定に当たっては、あらかじめ保育の利用に関する意向調査を行い、利用したい施設のある地域や種別などのニーズを把握することで、今後5年間に必要な供給量を確保できるように計画しているところでございます。

計画段階で把握しているこうした定量的なニーズに加えまして、保護者の個別事情に応じた様々なニーズを把握することも大変重要であると認識しております。

各区に保育コーディネーターを配置するなどして、利用する保育施設を選定する際などに丁寧な確認に努めているところでございます。

引き続き、兄弟と同じ施設への入所や通勤経路を考慮した施設への入所など、保護者の多様なニーズを踏まえまして、きめ細やかにマッチングを進めてまいります。

●中川賢一委員 いろいろとニーズ把握に努めていただくということで、大変結構だと思います。非常に難しいことでもありますけれども、引き続き適切にニーズ把握に努めていただければというふうに思います。

最後に、子ども未来基金事業についてお伺いしたいと思います。

近年、ふるさと納税が非常に浸透してまいりまして、社会的に寄附文化も醸成されつつある中、札幌市に対しても、毎年、寄附者からいろいろな思いが込められた寄附が寄せられてございます。

札幌市としても、こうした寄附を財源として、様々なまちづくりですとか地域活動に活用しているというふうに認識してございます。

そのような中で、このたびの計画案では、新規事業として子ども、若者の健やかな成長を社会全

体で支えるための新たな基金として、さっぽろ子ども未来基金を創設するということが盛り込まれてございます。

これまでも札幌市には、子どものために寄附したいという多くの申出をいただいているということでございますけれども、実際にこういった思いを寄附という形で獲得していくためには、寄附者の思いに応えるような基金の活用方法をしっかりと検討していくことが重要でございますし、さらに言えば、ふるさと納税は思いで寄附していただくという部分もありますけれども、やはり、返礼品の魅力ということで寄附をしていただく方も非常に多いわけでございますので、そういった実態からしますと、子どもに対して寄附をしたいというような考え、思いを持つような方にとって、魅力的だなというふうに感じる返礼品というようなことも工夫していかななくてはならないのではないかなというふうに考えます。

そこで、最後の質問とさせていただきますけれども、本計画において、新しくさっぽろ子ども未来基金事業を実施するとされておりますが、具体的な活用方法と基金を円滑に運用していくための戦略についてお伺いしたいと思います。

●浅山子ども育成部長 さっぽろ子ども未来基金事業についてお答えいたします。

本基金の創設は、近年、多くの申出をいただいております札幌市の子ども、若者、子育て支援の取組に寄附をしたいとの思いに応えるとともに、社会全体で子どもの健やかな成長を支えていくことができるよう、寄附金を積み立てて活用する仕組みを整えるものでございます。

基金の活用につきましては、さっぽろ子ども未来プランの推進に資する事業に充当することを想定しております。

今後の積立て状況を見ながら、まずは子どもたちが健やかに自分らしく成長できるよう、子どもの多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりの事業に活用したいと考えております。

基金を円滑に運用するため、子どもの未来を応援したいと考える方々に対しまして、こうした札幌市の子ども施策を対外的に広くPRすることによりまして、ふるさと納税を活用し、市民や市内企業だけでなく、市外からも賛同を得られるよう、寄附の掘り起こしに努めてまいりたいと考えております。

●中川賢一委員 寄附者の思いに応えるようなものにしていきたいという思いは十分に受け止めていただきましたけれども、先ほど、積立て状況を見ながらというお話がありましたけれども、やはり、この手のものというのは、積立て状況を見ながらという受け身よりは、このぐらい集めるのだというようなことで組み立てていかなければならないのではないのかというふうに思います。商売などもそうですから、売上げを見ながら物事を決めていくのではなくて、このぐらい売り上げなければならないというふうに事業計画を立てるものでありますので、そこは現実的に、このぐらいの事業をやるためにこのぐらい集めなければならないのだという形でいろいろ戦略を打って、場合によっては魅力的な返礼品等を検討していくというようなことも、積極的に、主体的にやっていっていただければなというふうに思います。

その上で、子どもに対して何とかしたいという方々の思いに応えていくような施策を十分に展開されていくことを期待申し上げまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

●定森 光委員 私からは、2点質問をいたします。

1点目は、基本的な方針の4番目に掲げている地域資源の活用と組織横断的な連携についてであります。

この方針は、今の第4次のプランから新たに設けられた方針であると承知をしております。次期のプラン案では、子どもの誕生前から青年期、そして、子育て当事者も含めて、三つの基本目標が

設定をされており、この目標を実現する上で、この方針が引き続き重要であると考えます。

今回のプランの案を策定するに際しても様々な調査が実施されておりますが、その中からも、なかなか相談しようと思わない、あるいは、相談する相手がいない子ども、若者、子育て当事者が一定数いるということが確認されております。

特に、経済的に苦しい状況にある世帯、ひとり親世帯においては、相談する相手がいない割合、制度やサービスを知らない割合が高い結果となっております。

子どもの貧困対策計画とひとり親家庭等自立促進計画を統合する次期プランにおいては、こうした孤立しがちで支援に結びつきづらい困難を抱える子どもや子育て家庭を念頭に置いて施策を実施していくということが必要であります。

こうした認識の下、我が会派では、この二つの計画の次期プランへの統合について、昨年の第3回定例会の代表質問で質問をして、副市長から、次期プランでは組織横断的な支援や地域の多様な資源を活用していくなどの答弁がございました。

本市においては、行政機関のほかにも地域住民や地域の団体、NPOなど様々な主体が地域の身近な場所や日常の緩やかなつながりの中で、子ども、若者、子育て家庭の見守り、相談対応を行っております。

次期プランでは、これらの取組との連携を一層進めて、悩みや困り事の相談環境が強化されていくということを期待しているところでございます。

そこで、質問ですが、次期プラン案において、困難を抱える子どもと家庭への支援を進める上で、具体的にどのように地域資源の活用を進め、組織横断的な連携を行っていく考えなのか、お伺いいたします。

●浅山子ども育成部長 地域資源の活用と組織横断的な連携についてお答えいたします。

困難を抱える子どもと家庭が必要とする支援に

結びつくためには、身近に困り事を話せる場所があることに加え、把握された困りを適切な支援につなげ、単独の機関での解決が難しい場合には、関係機関が連携して対応していくことが必要と認識しております。

このため、次期プランでも、子ども食堂や子育てサロンなどの身近な地域の活動の充実とともに、子どもコーディネーターや子育て支援の専門知識を持つ相談員が地域を巡回、訪問し、アウトリーチ型の相談支援にも取り組んでまいります。

地域でＳＯＳが発見された際には、子どもコーディネーター等が制度、サービスにつなげるとともに、必要に応じて関係機関や各区のこども家庭センターに引き継ぎます。

こども家庭センターでは、子どもや子育て家庭の状況とニーズを把握した上で、地域資源とも連携して、包括的な支援を進めてまいります。

また、子ども、若者の社会的自立や自殺対策といった高度な課題に対しましては、子ども・若者支援地域協議会や子どもの命を支える連携体制の枠組みなどによりまして、専門家も交えながら、一人一人の状況に寄り添った支援を行ってまいりたいと考えております。

●定森 光委員 今の答弁で、子どもコーディネーターなどによるアウトリーチ型の相談支援に取り組んでいくということがございました。そして、必要に応じて関係機関やこども家庭センターにも引き継いでいき、そして、こども家庭センターでは、地域資源とも連携した包括的な支援を進めていくというような答弁でございました。

次期プランの策定のために行った子育て中の当事者アンケートとかヒアリングからも、子育て当事者から、子育てについて親身に相談に乗ってもらえる場所がなかったというような意見もあって、この背景には、相談したけれども、なかなか解決につながるような示しがなかったというようなことも書かれておりまして、やはり、課題解決につながっていくことが重要なというふうに思

います。

行政だけでは、当然、対応が難しい相談があると思いますけれども、いろいろな地域の資源を活用することで解決に進む、その実感を相談者の方が持てるということにつながっていくと思いますので、しっかりとした連携を進めていただきたいと思います。

こうした中で、先ほど、各区にあるこども家庭センターが地域資源とも連携していくということがありました。

この体制強化を次期プランでしっかり進めていただきたいと思います。

こども家庭センターが、その区であったり、地域のいろいろな資源をしっかりと把握していただき、そうした団体と直接コンタクトを取れるような関係を取っていただいて、単なる紹介から一歩踏み込んだ連携ができるように、次期プランをしっかりと進めていただきたいというふうに思います。

続いて、医療的ケア児に対する支援について質問をいたします。

次期プラン案の基本目標１では、子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実があります。ここに、基本施策４として、病気や障がいのある子ども・若者への支援の推進がありまして、その中に、医療的ケア児に対するいろいろな支援が記載をされております。

医療的ケア児は、2021年には医療的ケア児支援法が施行されて、医療的ケア児及びその家族に対する支援施策を実施するというのが地方公共団体の責務とされました。

このプラン案にも、医療的ケア児を対象とした支援策が幾つか書いてありますが、それぞれ対象となる子どもがいる施設を所管している複数の部局が担っております。保育所等や放課後児童クラブは子ども未来局、市立学校は教育委員会、それ以外にも、家族のレスパイト事業などは保健福祉局が実施するとなっております。

先ほど質問しました次期プラン案の基本的な方針である組織横断的な連携は、市役所の部署同士の連携も当然含まれていくものだと思います。

一人一人の子どもの成長に合わせて、それぞれのライフステージにおいて切れ目なく支援を行う体制を整えていくには、各部署が自分の所管以外の取組も把握をして、関係機関も含めて連携していくということが重要になってくると考えます。

そこで、質問ですが、医療的ケア児の支援施策に関して、市の各部署の間や関係機関における取組をどのように共有して連携していくのか、伺いをいたします。

●伊藤子育て支援部長 市の各部署間、関係機関との情報共有等についてお答えいたします。

医療的ケア児とご家族を地域で支えられるようにするため、関係者が一堂に会しまして、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることを目的といたしまして、平成30年から札幌市医療的ケア児支援検討会を設置しております。

この検討会は、年3回程度開催をしております。主催する保健福祉局をはじめ、子ども未来局、教育委員会といった市の関係部署のほか、学識経験者、医療・福祉関係者、子育て当事者の方々が参加いたしまして、それぞれの取組や課題等の共有を図っております。

こうした取組を踏まえまして、児童の入学や進学の際の切れ目のない支援に当たっての協力や医療的ケアに関する研修の開催、市のホームページでの情報発信など、具体的な連携につなげているところでございます。

●定森 光委員 今、医療的ケア児検討会を年3回開催しているということで、こういった場で各部署や関係機関と情報共有を図っているということでありました。

医療的ケア児は、今、医療の進歩によって非常に増えてきておりますし、札幌市もいろいろな制度が充実をしてきているということもあって、保

育所や小学校、中学校に通う子も増えてきております。

このプランの計画期間中に、それぞれ次のステージに進んでいく子どももいると思います。例えば、保育所から地域の小学校、特別支援学校に入学する子も少なくないのだというふうに思います。

今、保育所にいる子どもが成長して小学校に入学するときに、施設が変わる、そうすると、対応する職員も変わっていきます。また、こうした環境が変わるということに対して、保護者や子どもが不安を感じているというのは、我が会派にもいろいろな声が届いております。

例えば、地域の小学校に入学を希望する中で、学校の設備や人的配置、教育活動における対応を学校と相談する際に、どこまで希望を伝えていいのか迷いがあるといった声もございます。

また、入学後の生活がどうなっていくのか想像がしにくい、それゆえに不安を抱えているという声もございます。

先ほどの答弁では、検討会の場を通じて部署間の情報共有を図っていき、それぞれの部署が支援制度をしっかり整えていくということで、このことは非常に重要なことであり、進めていただきたいと思います。

加えて、一人一人の子ども、家庭に寄り添って、子どもの状態やライフステージに応じた切れ目のない支援、ライフステージが変わっても切れ目がない支援を行っていくために、部署や関係機関同士の連携ということも不可欠だと思います。

そこで、質問ですが、保育所等から小学校への入学に当たり、切れ目なく支援を行うために具体的にどのような取組を行っていくのか、お伺いいたします。

●伊藤子育て支援部長 小学校へ入学する際の取組についてのご質問にお答えいたします。

医療的ケア児を含め、配慮を要する児童が入学する際には、保護者に了解をいただいた上で、在

籍する保育所等と学校間で個別に引継ぎが行われております。

そうした中で、医療的ケア児につきましては、看護師の配置など事前の準備が必要となるために、保育所等がより早い時期から保護者に対して学校に相談するよう働きかけを行いましたり、学校に対して入学前の様子などを確認する機会を確保したりする取組が進められてきているところがございます。

こうした取組が保育所等において着実に実施されることが重要でありますことから、巡回指導や研修などの機会を通じまして、より一層周知を図り、ケアを必要とする児童が安心して入学できる環境を整えてまいりたいというふうに考えております。

●定森 光委員 今、個別に保育所等と学校で引継ぎを行っていくというようなことがございました。そして、保育所から保護者にも働きかけをするということでありました。

保育所と学校が引継ぎを行っていくときに、どういった内容が引き継がれたか、保護者にも共有していくということも不安の軽減のために必要ではないかというふうに思います。

また、場合によっては保護者も交えて、3者での情報共有をしていくということも重要になるのではないかなというふうに思いますので、この引継ぎのやり方も、本人や家庭の状況に応じて柔軟に取り組んでいただければ、このように要望したいと思います。

また、保護者に早い段階で事前に学校に相談するという働きかけをしていきたいということでありました。

これは本当に大事なことだというふうに思います。不安を解消していくということに加えて、本人や保護者が将来の選択肢を広げていくためにも欠かせないのだというふうに思います。保育園にいる間であれば、地域の小学校に行くのか、特別支援学校に行くのか、こうしたいろいろな選択肢

を考える上でも、やはり早めにアプローチしていくということが重要だというふうに思います。

同じことは、保育園から小学校だけでなく、いろいろなステージで同様だというふうに思います。

例えば、小学校に通っている子どもですと、医療的なケアというところで、看護師だけでなく自分でもできることも増やしていくということで、将来の就職や自立の選択肢が広がる可能性がある子もいると思います。

こうした場合は、看護師のサポートも受けつつ、将来を見据えた準備を早めにしていくということも重要になってくるかなと思います。

こうした次のステージに向けた早めの準備はどの段階でも重要でありますから、小学校から中学校、中学校から高校、高校から大学や就職、こういった節目ごとに新たな環境に適応するための準備が求められていきますので、本人、保護者が早めに対応できるように、また、それをサポートする関係機関同士の連携が円滑に進むように取り組んでいただきたいというふうに思います。

こうした将来を見据えた支援や準備を進める取組が着実に行われていくことを要望して、私からの質問を終えたいと思います。

●熊谷誠一委員 私からは、次期プラン案の基本目標1に掲げられている子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実のうち、社会的養護の推進について質問させていただきます。

まず、基本目標1では、子どもの権利を大切にする社会に向けた取組のほか、全ての子ども、若者が安心して過ごせる環境の充実を図ることを目指しており、基本施策3の児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援では、子どもの権利推進には子ども、若者はもちろん、子育て当事者も社会全体で支える必要性が掲げられております。

児童虐待の背景には、虐待の加害者となる子育て当事者自身にも被虐待体験があるなど、子育て

当事者が様々な困難を抱えている例も少なくないという現状から、社会的養護の下で育っている子どもに対する支援を充実させることは、将来の児童虐待防止にもつながる重要な取組でございます。

また、現行のプランにおいても、困難な状況にある子どもが、里親や施設職員との信頼関係の下で安心して生活し、健やかに成長できるよう支援するとともに、社会的自立が果たせるよう、施設退所後においても継続した支援の実施を図るとされており、我が会派としても、これまでの議会において、社会的養護の子どもたちに対する支援の重要性について訴えてきたところでもございます。

そこで、一つ目の質問ですが、これまで現行プランにおいて、札幌市は社会的養護を必要とする子どもに対してどのような支援を行ってきたのか、お伺いいたします。

●宮本児童相談所長 社会的養護を必要とする子どもに対するこれまでの支援についてお答えいたします。

札幌市では、様々な理由により保護者の下で育つことの難しい子どもたちが、より家庭的な環境の中で養育されるよう、里親における養育の推進に取り組んできたほか、児童養護施設等に入所していた児童が社会的な自立へと結びつくように、一人一人の状況に応じた相談支援等を実施してまいりました。

里親における養育の推進では、3か所のフォスタリング機関を設置して、里親のリクルートや各種研修を行った結果、令和2年度から令和5年度まで、合計261名の子どもを新たに里親への養育につなげ、その委託率も約30%から40%近くまで上昇しております。

児童養護施設等の措置解除者に対しましては、円滑な自立が図れるよう、支援コーディネーターにより令和2年度から令和5年度までに自立支援計画の作成が必要だった全ての方、197名の計画

を作成し、自立への後押しをしてきたところでございます。

●熊谷誠一委員 これまでの実績については理解いたしました。

次期プランでもこうした取組が生かされることを期待する一方、国においては、令和6年度より施行された児童福祉法の改正において、里親の新規開拓など、里親支援を専任職員が包括的に行う里親支援センターや、社会的養護の下で育った方を対象に生活・就労等に関する相談支援や、帰住先を失っている場合の居場所の提供などを行う社会的養護自立支援拠点を設置することが、都道府県及び政令指定都市等に対して努力義務とされたところでございます。

我が会派といたしましても、これまで、里親支援センター及び社会的養護自立支援拠点の設置については、折に触れて訴えてきたところがございます。

また、北海道においては、昨年6月に、市内に社会的養護自立支援拠点を開設したほか、里親支援センターの設置に向けた検討も進めていると伺っているところでございます。

そこで、質問ですが、現行プランにおける取組実績や国の法改正を受けて、次期プランにおいては、どのように社会的養護を必要とする子どもへの支援を推進するお考えか、お伺いいたします。

●宮本児童相談所長 次期プランにおける取組についてお答えいたします。

次期プランでも、家庭的な環境での養育を優先し、里親に委託される子どもの割合を令和11年度末までに国の目標に即して55%とすることを目指し、子どもが特定の大人との信頼関係を築けるよう、安定的な人間関係の中で育てられることを引き続き推進してまいります。

さらに、令和6年4月施行の児童福祉法の改正内容も踏まえまして、里親へのよりきめ細やかな支援や社会的養護の下で育った方々に対する住居や生活に関わる相談支援など、次期プランにおき

ましても、社会的養護が必要な方々に対する支援体制の強化に努めまして、プランに掲げた基本目標の実現を目指してまいりたいと考えております。

●熊谷誠一委員 要望でございます。

国から示された委託率は55%ということでございますけれども、言われるまでもなく、まずは、この数値目標が独り歩きすることがないように、どこまでも子どもの幸福のため、それを第一に、里親となる方々の支援の強化に資する里親支援センターの設置をよろしくお願いしたいと思います。

また、社会的養護自立支援拠点においても、よりよいものとなるよう、さきに開設された道ともしっかり連携を強化していただければと存じます。

最後に、今回の未来プランの中には、こどもまんなか社会に向けた様々な事業が掲載されており、今回取り上げることはしませんでしたけれども、新規事業として、これまで我が会派が質疑を繰り返してまいりました、こども誰でも通園制度事業がございます。

来たる第1回定例会では、来年度に向けた予算案が提案されると思いますし、国からこの制度の運営基準が示され、札幌市でも条例化が必要になってくる状況だと思います。

具体的な内容は1定で取り上げたいと思いますが、検証結果を踏まえた来年度に向けた準備をしっかりしていただきたいことを改めて要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

●太田秀子委員 私からも質問いたします。

最初に制度の説明がありましたので、全ては申し上げませんが、本市では、2004年にさっぽろ子ども未来プランを策定して、このたび第5次さっぽろ子ども未来プラン（案）が出されたものは、これまでのプランに札幌市子どもの貧困対策計画と札幌市ひとり親家庭等自立促進計画を統合していくということでもあります。

今回の統合では、特に本市は、2018年に第1次

となる子どもの貧困対策計画を策定後、経済的に困難な状況にある子育て家庭への支援を進めてきましたが、私はこれまでも、貧困やひとり親家庭が日々の生活の中で困っていることそのものに行き届く支援をしてほしいということを求めてきましたので、今回の統合では、後退することなく、発展させる計画にしてほしいということを考えております。

ここで、質問の1点目ですが、計画を一体化することで、これまでの子どもの貧困対策をどのように発展させていくのかを伺います。

●浅山子ども育成部長 計画統合後の子どもの貧困対策についてお答えいたします。

次期プランへの子どもの貧困対策計画などの統合は、貧困や格差の解消を図るという共通の方針の下で、子ども・子育て施策全般を総合的かつ一体的に推進するものでございます。

貧困の状態にある子どもと家庭は、経済的な問題に加えて、疾病や障がい、虐待、社会的な孤立など、配慮を要する複合的な困難を抱えている場合も少なくないと認識しております。

このため、統合後の次期プランの実施に当たっては、保護者の就労支援や世帯の経済的な負担軽減と併せて、背景にある様々な要因にこれまでより一層丁寧に関わりながら、一人一人の子どもと家庭が必要とする支援に適切につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

●太田秀子委員 より一層丁寧に必要な支援につなげていただくということでもあります。

そこで、中身について伺いますけれども、概要ではなくて、このプラン案の中の122ページに子育て家庭の生活に関する課題というものがありまして、2021年に行った札幌市子どもの生活実態調査において、家計がぎりぎりもしくは赤字という世帯が全体の5割、低所得層に至っては8割を超えていると書かれてあります。

そこへ、物価上昇が一層の厳しさを増しているのだということが書かれ、生活面からも支えてい

く必要があると分析をされています。

ここがまさに計画の本気度が問われると私は思うのですけれども、生活面の支えという視点で見ますと、必要とされている支援に対する取組が弱いのではないかとと思うところもあります。

計画案の事業の取組は大きく三つに分かれていると思うのですけれども、一つには、まだ計画段階のものとして、アクションプラン2023策定以降、新たに取り組む新規事業ですとか、2025年度以降に強化、拡充もしくは再構築するレベルアップ事業、そして、二つ目には、アクションプラン2023より新たに実施となった新規事業、2019年計画事業のうち、アクションプラン2023から取組を強化、拡充したレベルアップ事業、2019年計画事業等のうち、アクションプラン2023の計画において取組内容に変化がなく実施しているという継続事業、そして、三つ目には、アクションプランの事業でないものというものが書かれていました。

私は、この中の特に二つ目の取組の中で、生活面を支えるためには、もっとこういうところを拡充してほしいのだというものがありましたので、それについて質問したいと思っています。

一つには、ひとり親家庭への支援充実というものが115ページにありましたけれども、この中で、レベルアップ事業は養育費の確保を支援するひとり親家庭等養育費確保支援事業だけなのですね。

そして、105ページにあります奨学金の返済支援事業は、レベルアップになっているのですけれども、本市が認定する企業などへ就職した場合、最大54万円を支援するという事業であり、これはこれで歓迎しますが、109ページにあります返済義務のない札幌市特別奨学金の支給は継続事業になっているのですよね。

131ページにあります生活困窮者自立支援事業は、レベルアップで、生活保護に至る前の相談事業の拡充を図ります、しかし、生活困窮者自立支援事業の住宅確保給付金は、住宅を喪失するおそ

れのある方などへの給付金支給はそのままなのです。

これはアクションプラン事業ではありませんから、国の事業を行うというものです。

本市は、これまで私たちも求めてきましたけれども、学校給食費の無償化にまだ時間がかかるというのであれば、せめて、就学援助制度の枠を広げて対象者を増やすことなど、市民の願いに見える形で応えるべきではないかと思うのですけれども、就学援助事業はレベルアップにもなっていません。

そして、高過ぎる国民健康保険料は、未就学児に対する国保料の均等割を5割軽減するというものなのですけれども、これも国の制度を超えないものになっています。

そこで、計画案の第4章 具体的な施策の展開では、子育て当事者への支援の充実の基本施策の1番目に経済的支援の充実というものがあります。

先ほども申し上げましたけれども、実態調査から見えてきた課題として、生活面からも支えていく必要があるのだというふうに皆さんも分析して述べておられることから、やはり経済的支援は特に重要であると考えてところです。

ここで、質問いたしますけれども、ここで言う経済的支援の充実についてですが、充実とはどのようなお考えなのか、また、予算や対象者を増やすお考えはあるのか、伺います。

あわせて、これまで述べました事業を拡大する場合や変更する場合、各部局で検討するものなのか、全体として検討になるのかを伺いたいと思います。

●浅山子ども育成部長　子育て当事者への経済的支援の充実についてお答えいたします。

計画期間中に、子育てにおける負担感を軽減できるように、経済的な支援を充実させていく考えてございまして、本計画案の中に盛り込んだところです。

経済的支援の予算や対象、事業の変更については、これまでも、各事業を所管する部局で検討の上、限りある財源を有効活用するため、施策の優先順位を判断しながら、全庁的な視点に立って拡充してきたところでございます。

子育て当事者への経済的支援につきまして、認可保育施設等における第2子以降の保育料無償化や子ども医療費助成等の負担軽減策をライフステージに応じて段階的に拡充してきており、現段階では、計画案に掲載以外の事業につきまして、具体的な拡充予定はないと考えております。

●太田秀子委員 充実とは、経済的支援を充実していきたいのだということですが、段階的に拡充しているということですが、経済的支援の充実における事業は、新規事業というものはありませんでした。

これまで継続してやってきたものを拡充していくということで、それはそれで、とてもうれしいことだと思っておりますので、皆さんの手に届くところにちゃんと支援がいてもらいたいです。先ほどお話ししたとおり、家庭で困っているよという場合には、やはり、その生活を直接支えるもの、そこが、おおむね継続になったりしているのですけれども、そういうところを拡充してもらいたいなということを今訴えているのですが、札幌市子どもの生活実態調査では、低所得世帯の8割が家計がぎりぎりだと、もしくは赤字でしたけれども、低所得と言われない人を含めた世帯全体を見ても、5割が同じようにぎりぎりもしくは赤字なのだと回答しているわけです。

ですから、子どもの貧困対策計画と札幌市ひとり親家庭等自立促進計画は、これまで議論してきたことをもって統合されるのですけれども、これまで行ってきた事業でぎりぎりの生活状況が少しでも改善されているのかどうかがとても大事です。先ほどの質疑でもありましたけれども、やはり、成果指標そのものが甘いものであると、やっぱり、目指す目標が緩かったりして、ご本人のこ

うしてもらいたいというところに届かないというものであれば、せっかくの新しい計画が残念なものになりますので、しっかりとその中身をもって、十分に確認をしながら進めていただきたいということを要望します。

各担当部局のところでも、十分な予算要望を行っていただきたいですし、財政局も第5次計画の推進を裏づける財源の確保をしていただきたいということを求めます。

そして、次の質問です。

第4章で、具体的な施策の展開では、本計画の基本理念を達成するために、新規事業として、さっぽろ子ども未来基金を創設し、子どもの健全な成長を社会全体で支える仕組みを整えて、全ての子ども、若者が将来にわたって幸せに生活を送ることができる、こどもまんなか社会の実現に向けて、各種事業に活用するとなっております。

先ほどの質問で、この子ども未来基金に関して、どのように活用するのかという質問があり、答弁がありましたので、私はこの質問は割愛しますが、子ども未来プランの推進になる事業に使うのだと、先ほど答弁されていました。子どもたちが活躍できる機会をつくるんだというふうにおっしゃっていました。

ふるさと納税にするのだということだったので、すけれども、私はそれがふさわしいのかどうかということは少し疑問なのです。

全国的にふるさと納税に課題もいろいろ出てきておりますので、これについては改めてしかるべき場所で質問をしたいなと先ほど思ったところで、す。

そこで、一つ聞きますけれども、基金創設をする場合、条例で定めなければいけませんから、いつから行おうかという質問をいたします。

●浅山子ども育成部長 さっぽろ子ども未来基金事業の今後についてお答えいたします。

基金創設に当たっては、札幌市基金条例の改正

が必要となることから、次の定例市議会に条例改正の議案を提出し、議会での審議をいただきたいと考えておまして、現在、所定の準備を進めているところでございます。

●太田秀子委員　先ほどの活用する各種事業のことですとか、今の1定で基金条例を出しますよというお話を受けて、基金についても一つ再質問をしたいのですが、2025年度の予算要求の概要というものをもらっていました。それを見ますと、さっぽろ子ども未来基金の造成費として5,800万円の積立てを要求しているのですが、これはどのお金を使うのか、一般財源から積むお考えなのか、ほかのお金を使うお考えなのか、そこを教えていただきたいと思います。

●浅山子ども育成部長　子ども未来基金事業の財源についてお答えいたします。

一般財源からではなく、全て寄附で賄う予定と考えております。

●太田秀子委員　では、その予算要求の5,800万円というのは、2025年の中で5,800万円の寄附を募りたいということですよね。

分かりました。

基金というのは、いざという時のために積んでおくというイメージもありますし、それから、市民の皆さんから、子どもに関することに寄附したいのだという声があることも私は伺っているところです。そういう声上がる背景には、やはり、子育て当事者の苦労がよく分かるから何かに使ってほしいという思いがあるのだと思うものですから、そういう寄附してくださる皆さんの思いも、それから、支援が欲しいと言っている皆さんのマッチングのところが、本当に行き届いたものになってもらいたいと思うのですね。

それから、寄附が集まらなければ、事業の拡大ができないし、もしくは縮小するのだということはないように、もちろんないと思っていますけれども、それはやめていただきたいということを言っておきたいです。

それから、基本は、一般財源とか特定財源など税金をしっかりと使ってこのプランを成功させていくという立場でももちろんやっていただくのでしようけれども、寄附を募るにしても、市民の皆さんにも、基本は税金でしっかりやっていく、だけれども、皆さんの思いも寄せていただきたいというような寄附の募り方にしていきたいなというふうに求めていると思います。

●たけのうち有美委員長　ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●たけのうち有美委員長　なければ、質疑を終了いたします。

以上で、委員会を閉会いたします。

閉　会　午前11時8分